

平成28年4月1日から 林退共の制度が一部かわります。

独立行政法人勤労者退職金共済機構
林業退職金共済事業本部

中小企業退職金共済法の一部改正などに伴い、林退共の制度が下記のとおり変更されます。

1. 被共済者による移動通算の申出期間が延長されます。

被共済者が、転職等により、林退共制度と中退共制度、建退共制度又は清退共制度（※）との間を移動した場合、現在、退職後2年以内であった通算の申出期間が3年以内まで延長されます。

2. 移動通算できる退職金額の上限が撤廃されます。

現在、移動通算できる額には上限が存在し、その上限を超える金額は差額給付金としてその都度被共済者に支給しておりましたが、その上限が撤廃され、全額が移動先の制度に移換できるようになります。

これにより、被共済者が退職される際に、まとめて退職金として受け取ることができるようになります。

※上記は略称表記であり、正式名称は次のとおりです。

中退共制度：中小企業退職金共済制度

建退共制度：建設業退職金共済制度

清退共制度：清酒製造業退職金共済制度

林退共制度：林業退職金共済制度